

○三豊市認知症カフェ事業実施要綱

平成30年1月19日

告示第3号

改正 令和4年3月29日告示第37号

令和4年4月1日告示第101号

三豊市認知症カフェ事業実施要綱(平成29年三豊市告示第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場(以下「認知症カフェ」という。)を設置することにより、認知症について地域住民の理解を深め、認知症の人及びその家族が地域で孤立することを防ぎ、共に支えあえる地域づくりを推進することで、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができる環境を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 認知症カフェ事業(以下「事業」という。)の実施主体は、三豊市地域包括支援センターとする。ただし、市長は、次の各号のいずれにも該当する団体等に委託することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できると認められること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市の区域内に住所を有する認知症の人及びその家族、地域住民、市の区域内の事業所に勤務する専門職等とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 認知症についての相談、情報提供、助言等の実施に関すること。
- (3) 認知症についての正しい知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) その他市長が必要と判断した内容

(実施要件)

第5条 事業の実施に当たっては、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 適切な事業運営が確保できると認められる市の区域内の施設において行うこと。
- (2) 第7条において申請する施設以外の場所に出張して活動する場合は、市の区域内で実施すること。
- (3) 市長が指定する回数以上の事業を実施すること。
- (4) 認知症の人及びその家族からの相談に対応できるものとして、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士、作業療法士、介護支援専門員その他専門職を1人以上配置すること。
- (5) 営利又は商業宣伝を目的としないこと。

(利用者の負担)

第6条 認知症カフェの利用者は、必要に応じて、事業に要する経費のうち実費相当分を負担するものとする。

(受託に係る書類)

第7条 第2条第1項ただし書の規定により、事業の受託を希望する団体等(以下「受託希望者」という。)は、本市が行う事前説明会に出席した上で、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 認知症カフェ事業実施申請書(様式第1号)
- (2) 認知症カフェ事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 団体の概要及び活動内容が分かる書類(パンフレット等)
- (4) 専門職の免許証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(委託の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、認知症カフェ事業委託決定(却下)通知書(様式第3号)により、受託希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による委託の決定を受けた者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結するものとする。

(実績報告等)

第9条 受託者は、事業の開催ごとに認知症カフェ事業実施報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、翌月の10日(休日の場合は、その翌日)までに市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による報告に係る書類を事業の開催日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない

(留意事項)

第10条 事業に従事する者は、三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)の規定を踏まえ、利用者及びその家族の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 茶菓等を提供するときは、衛生管理に十分留意するものとする。

(苦情及び事故発生時の対応等)

第11条 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るように努めなければならない。

2 認知症カフェにおいて飲食を提供したときに、食中毒が発生した場合は、保健所に速やかに報告するとともに、適切な対応を行わなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第101号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
 (団体の名称)
 代表者氏名

認知症カフェ事業実施申請書

認知症カフェ事業の受託について、別紙の書類を添付して申請します。

事業者種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> その他
応募理由	
担当者及び 連絡先	担当者名
	電話／F A X
	e-mail
添付書類	<input type="checkbox"/> 認知症カフェ事業実施計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 団体の概要及び活動内容が分かる書類（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 専門職の免許証の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
 (団体の名称)
 代表者氏名

認知症カフェ事業実施計画書

事業者名		
事業者の活動内容	特徴	※通常の事業の特徴、アピールできる活動（地域活動を含む。）等を記載してください。
	実績及び事業内容	※通常の事業内容、従来の地域支援活動の内容等について記載してください。

認知症カフェの名称		オレンジかふえ【 】	
認知症カフェ事業計画	セールスポイント		
	事業の内容・スケジュール	<p>※事業の内容を詳しく記載してください。</p>	
	設置場所	利用可能人数 人	
	スタッフの体制	専門職 (職種)	
補助者			
合計		人	

様式第3号（第8条関係）

三 健 介 第 号
年 月 日

(団体の名称)

代表者氏名 様

三豊市長 印

認知症カフェ事業委託決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました三豊市認知症カフェ事業の受託について、
下記のとおり決定（却下）したので、三豊市認知症カフェ事業実施要綱第8条の規定により通
知します。

記

事業者名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	

認知症カフェ事業 委託の決定・却下	決定	却下
却下の場合その理由		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
 (団体の名称)
 代表者氏名

認知症カフェ事業実施報告書

開催日時	年 月 日 (開催日程表等あれば添付)			
開催時間	時 分 ~ 時 分			
場 所	【 】			
事業内容				
利用総数：	名	内 訳 (把握可能な範囲)		
		本 人	家 族	地域住民
参加費：	円	名	名	名
(1) 実施内容 (講座内容他) (2) 相談対応について (3) 地域と交流、関係機関との連携について (4) 周知方法 (※写真等実施事業の詳細が分かる書類添付してください。)				
運営スタッフ (資格を有している場合はその資格も記載すること)				

※事業の実施が複数回あるときは、上記を事業実施ごとに作成してください。記載しきれない部分は、別紙添付でも可能です。この報告書は、翌月 10 日 (休日の場合、その翌日) までに提出してください。

様式第1号(第7条関係)
様式第2号(第7条関係)
様式第3号(第8条関係)
様式第4号(第9条関係)